

水銀排出施設の設置・運営には、 様々な対策や届出が必要です。

水銀排出施設を設置・運営する際には、届出、排出基準の遵守、濃度の測定・記録・保存などが必要です。また、水銀排出施設以外でも、水銀等の排出量が相当程度多く、その排出を抑制することが適当である施設（要排出抑制施設）では、自主的取組（基準の作成や濃度の測定等）による排出削減が必要です。

水銀排出施設

石炭火力発電所／産業用石炭燃焼ボイラー
非鉄金属製造施設／廃棄物焼却炉
セメントクリンカー製造施設

要排出抑制施設

製銑の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む）
製鋼の用に供する電気炉

どんな場合に届出が必要になりますか？

水銀排出施設を設置する、もしくは構造等の変更をする場合は、都道府県知事等に事前の届け出が必要です。

届出のほかに どんな義務がありますか？

施設設置の届出のほかに、排出基準の遵守と水銀濃度を測定し、記録を保存することが義務付けられています。

水銀排出を抑制するために、 どんなことをすればよいですか？

以下のような入口・出口の対策を確実に実施する必要があります。

入口（投入物）の管理

蛍光灯や体温計といった水銀廃棄物を混入しないように、分別・混入防止を徹底しましょう。水銀含有量の少ない原燃料を選択することやその原燃料の管理を徹底することも対策となります。



水銀廃棄物

出口（排出ガス処理）の管理

大気汚染防止法等で規制されている、ばい煙やダイオキシン類の排出ガス処理を確実に実施し、大気中への水銀排出量を低減しましょう。

例：集じん機（バグフィルター、電気集じん機等）の設置・活性炭の吹込み 等

水銀排出施設の義務や届出について

排出基準遵守の義務

水銀排出施設には排出の基準値があり、それを守らなければなりません。また、当該水銀排出に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録して保存することが義務となってています。

届出

水銀排出施設の設置や構造等の変更をしようとする場合、都道府県知事等に事前の届出をしなければなりません。

※施行時点で現に施設を設置している者は、施行日から30日以内の届出が必要です。届出をした者は、届出受理日から60日を経過した後でなければ、設置・構造等を変更してはなりません(実施制限)。

罰則

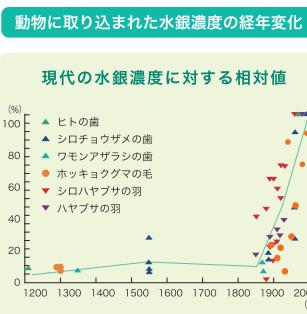
義務に違反した場合には、以下の罰則が課されることになります。

- 届出義務違反・虚偽の提出(第18条の28第1項、第18条の30第1項) →3ヶ月以下の懲役又は300万円以下の罰金
- 水銀濃度測定結果の記録・保存義務違反、虚偽の記録(第18条の35) →30万円以下の罰金

大気への水銀排出はどうして抑制しなければいけないのですか？

大気中に排出された水銀は、地球上をめぐり、その一部は魚などの生物に取りこまれます。水銀を取り込んだ魚などを食べることで人間の体に水銀が蓄積されると、感覚障害や視野障害、聴覚障害といった神経症状が起こることもあります。

地球の環境や私たちの健康を守るために、大気中への水銀排出は少しでも抑える必要があります。



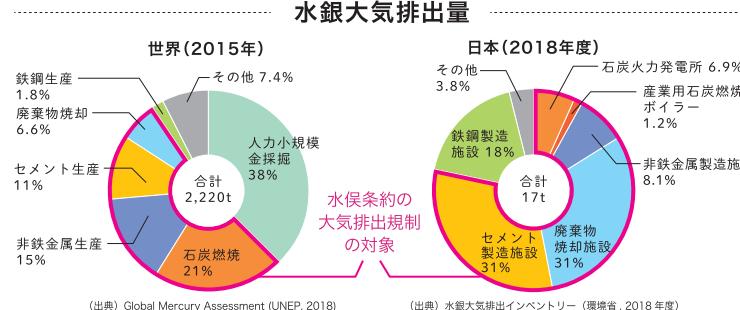
※北極圏を中心とした海洋生物に取り込まれた水銀の濃度を分析した最近の調査では、産業革命（19世紀）以前と比べて大幅に増えていることが分かりました。

水銀に関する水俣条約とは？

メチル水銀を含んだ工場排水によって引き起こされた水俣病など、甚大な環境汚染・健康被害を経験した日本は、環境保全対策を強化するとともに、政府・地方自治体・産業界・市民等が一体となって水銀問題への対策に取り組んできました。2013年熊本市・水俣市で開催された外交会議において、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定める「水銀に関する水俣条約」が採択されました。この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的排出から、人の健康及び環境を保護することを目的としています。

水銀大気排出の現状

地球全体での水銀の大気排出量は約2,220t（2015年）と推計され、水俣条約の大気排出規制対象となっている発生源からの排出量が約5割を占めます。我が国の水銀の大気排出量は自然由来を除いて約17t（2015年度）と推計されており、そのうち約8割が水俣条約の大気排出規制の対象となっています。なお、鉄鋼製造施設は3番目に大きな排出源となっています。



お問い合わせ

環境省 水・大気環境局 大気環境課

Tel 03-3581-3351（代表）、03-5521-8295（直通）

詳しくはこちらをご覧ください
環境省ホームページ 水銀大気排出対策

